

第 76 回 税理士試験 ラストスパート模試 国税徴収法

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが訂正のうえ、ご利用ください。

ページ	訂正箇所	誤	正
104 ページ	3 徴収範囲 (2)途中入社した社員C	社員Cは令和3年4月1日に新たに社員となっており、滞納国税の 法定納期限時点 では…	社員Cは令和3年4月1日に新たに社員となっており、滞納国税の 納税義務成立時点 では…
114 ページ	1. 要件 (4)	この譲渡担保の 設定 が甲の滞納消費税の法定納期限等である令和5年2月28日後の令和5年6月 1日 にされている	この譲渡担保の 設定登記 が甲の滞納消費税の法定納期限等である令和5年2月28日後の令和5年6月 5日 にされている

税制改正による訂正

ページ	訂正箇所	誤	正
『今年の税制改正』は	追加改正事項 給料の差押禁止額 最低生活費保障額	納税者本人分 100,000 円 納税者と生計を一にする親族 45,000 円	納税者本人分 107,000 円 納税者と生計を一にする親族 48,000 円
26 ページ	(2) 給料の差押金額	3. 最低生活費保障額 100,000 円 + 45,000 円 × 2名 = 190,000 円 (千円未満切上げ) → 190,000 円 4. 体面維持費 (1) {513,000 円 - (96,000 円 + 190,000 円)} × $\frac{20}{100}$ = 45,400 円 (2) 3 × 2 = 380,000 円 (3) (1)、(2)のいずれか小さい方 (1) 45,400 円 < (2) 380,000 円 ∴ 45,400 円 (千円未満切上げ) → 46,000 円 5. 差押禁止額 96,000 円 + (190,000 円 + 46,000 円) × $\frac{20}{30}$ = 253,333 円 (千円未満切上げ) → 254,000 円	3. 最低生活費保障額 107,000 円 + 48,000 円 × 2名 = 203,000 円 (千円未満切上げ) → 203,000 円 4. 体面維持費 (1) {513,000 円 - (96,000 円 + 203,000 円)} × $\frac{20}{100}$ = 42,800 円 (2) 3 × 2 = 406,000 円 (3) (1)、(2)のいずれか小さい方 (1) 42,800 円 < (2) 406,000 円 ∴ 42,800 円 (千円未満切上げ) → 43,000 円 5. 差押禁止額 96,000 円 + (203,000 円 + 43,000 円) × $\frac{20}{30}$ = 260,000 円 (千円未満切上げ) → 260,000 円
135 ページ	(1)差押禁止額 (2)差押可能額	② 最低生活費保障額 { 100,000 円 + 45,000 円 × 2名 } × 3 = 570,000 円 ④ 差押禁止額 ① + ② = 721,000 円 (2) 差押可能額 2,740,000 円 - 721,000 円 = 2,019,000 円	② 最低生活費保障額 { 107,000 円 + 48,000 円 × 2名 } × 3 = 609,000 円 ④ 差押禁止額 ① + ② = 760,000 円 (2) 差押可能額 2,740,000 円 - 760,000 円 = 1,980,000 円

(2) 給料の差押禁止額(4点)

1. 給料等の金額

553,500円 - 40,000円 = 513,500(千円未満切捨て) → 513,000円

2. 給料等から差引かれる租税公課相当額①

(1) 源泉徴収所得税 26,500円(千円未満切上げ) → 27,000円

(2) 特別徴収住民税 36,500円(千円未満切上げ) → 37,000円

(3) 社会保険料 31,200円(千円未満切上げ) → 32,000円

(4) (1) + (2) + (3) = 96,000円

3. 最低生活費保障額①

滞納者と生計を一にする親族等の下記の金額の合計額

107,000円 + 48,000円 × 2名 = 203,000円(千円未満切上げ) → 203,000円

4. 体面維持費①

(1) $\{513,000円 - (96,000円 + 203,000円)\} \times \frac{20}{100} = 42,800円$

(2) $3 \times 2 = 406,000円$

(3) (1)、(2)のいずれか小さい方

(1) 42,800円 < (2) 406,000円 ∴ 42,800円
(千円未満切上げ) → 43,000円

5. 差押禁止額①

96,000円 + (203,000円 + 43,000円) × $\frac{20}{30} = 260,000円$

(千円未満切上げ) → 260,000円

〔第二問〕

問 1

1 適用される第二次納税義務

当該事例における滞納者の A 社は社員を税理士に限定した、会社法上の合名会社に準ずる特別法人である。このことから滞納国税の徴収には、国税徴収法第 33 条による「合名会社等の社員の第二次納税義務」を適用することができる。これにより無限責任社員として B、C 及び D に滞納国税の全額の連帯納付義務が発生する。

2 徴収方途

税理士法人である A 社は合名会社に準ずる特別法人であり、令和元年 5 月期消費税及び地方消費税の確定申告分 1,000,000 円を滞納しており、すでに活動を停止しその事業再開の目途もない状態である。

このような場合には A 社の無限責任社員が第二次納税義務として、A 社の滞納国税を納付する義務を負うことになる。当該事例では社員 B、C 及び D にこの第二次納税義務が発生することになる。

3 徴収範囲

(1) 設立時からの社員 B

設立時からの社員である B は、A 社の令和元年 5 月期に発生した消費税及び地方消費税の確定申告分 1,000,000 円につきその全額の納付義務を負うことになる。

(2) 途中入社した社員 C

社員 C は令和 3 年 4 月 1 日に新たに社員となっており、滞納国税の納税義務成立時点では社員ではない。しかしながら国税徴収法では社員となる以前に生じた滞納国税についても無限責任社員としての納付義務があるとされている。このことから A 社の令和元年 5 月期に発生した滞納消費税及び地方消費税の確定申告分 1,000,000 円につきその全額の納付義務を負うことになる。

(3) 中途退社した社員 D

社員 D は設立時には社員であったが、令 3 年 10 月 31 日付で退社しており、滞納国税の法定納期限時点にはすでに社員ではない。しかしながら国税徴収法では無限責任社員にも退社前に納税義務の成立した滞納国税について第二次納税義務を負うものとしている。ただしこの場合には退社後 2 年以内に第二次納税義務に関する告知を行う必要があり、現時点である令和 4 年 8 月に D に対して告知を行うことにより徴収は可能である。

これにより退社した社員 D も令和元年 5 月期に発生した消費税及び地方消費税の確定申告分の金額 1,000,000 円の全額につき、その納付義務を負うことになる。

(4) 連帯納付義務

上記社員の B、C 及び D は個々に 1,000,000 円の第二次納税義務を負うが、これらについては連帯納付義務がある。

〔第二問〕

問 1

1. 要件

本事例では、次のすべての要件に該当するために、納税者甲の所轄税務署 X では譲渡担保財産である機械設備から納税者甲の令和 4 年度分の滞納消費税 200 万円を徴収することができる。

- (1) 納税者甲が令和 4 年度分の消費税 200 万円を滞納している
- (2) 納税者甲が借入に伴い知人乙に譲渡した機械装置が、その譲渡により担保の目的となっている（以下「譲渡担保財産」という。）
- (3) 納税者甲の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められる
- (4) この譲渡担保の**設定登記**が甲の滞納消費税の法定納期限等である令和 5 年 2 月 28 日後の令和 5 年 6 月 5 日にされている

2. X 税務署長が行った参加差押えの有用性

X 税務署長が令和 5 年 9 月 4 日に譲渡担保権者乙へ告知を行っており、その後令和 5 年 9 月 7 日に債務不履行により譲渡担保財産の所有権が甲から乙に移転している。このような場合であっても X 税務署長が乙に対して告知書を発した日から 10 日を経過した日までに滞納消費税が完納されない場合には、譲渡担保権者乙を第二次納税義務者とみなして、譲渡担保財産に滞納処分が執行できる。

問 3

滞納者 X は株式会社 A の役員を令和 5 年 1 月 10 日から令和 7 年 3 月 30 日までの 2 年 2 カ月 20 日間在職している。これにより退職金の差押可能額を計算すると下記の金額になる。

(1) 差押禁止額

① 退職手当等から差し引かれる租税公課相当額

- イ) 源泉徴収に係る所得税 60,000 円(千円未満切上)
- ロ) 特別徴収に係る住民税 37,000 円(千円未満切上)
- ハ) 社会保険料 54,000 円(千円未満切上)
- ニ) 合 計 60,000 円 + 37,000 円 + 54,000 円 = 151,000 円

② 最低生活費保障額

{ 107,000 円(滞納者本人) + 48,000 円 × 2 名(生計を一にする親族数) } × 3 = 609,000 円
(千円未満切上)

③ 支給期間対応額

勤務期間が、2 年 3 カ月であり 5 年以下であるために対象額はなし

④ 差押禁止額 ① + ② = 760,000 円

(2) 差押可能額 2,740,000 円 - 760,000 円 = 1,980,000 円

問 4

1. 同族会社の第二次納税義務

同族会社である株式会社 A は個人株主 B と X が出資者となっている同族会社である。その後に X が一部増資を行っているが、同族会社である会社形態に変化はない。さらに X が株式会社 A に出資した後、X は消費税及び地方消費税を滞納しており、その保有する A 社株式について滞納処分を執行しても X の滞納国税を徴収することができない状況である。

X には滞納処分を執行すべき財産が、すでに株式会社 A 社株式しか存在しないことを理由にして、その滞納国税について、株式会社 A を第二次納税義務者として個人株主 X の滞納国税を賦課することが考えられる。

2. 成立要件

本問の事例によれば、下記の要件を満たすために国税徴収法第 35 条の同族会社の第二次納税義務の適用により、個人株主 X の滞納国税を株式会社 A から徴収することが可能である。

- (1) 滞納者である X は、その判定の基礎となる株主として選定した場合に、同族会社となる株式会社 A 社株式を保有している。
- (2) この X 保有する株式 400 株の内 300 株は滞納国税の法定納期限である令和 5 年 3 月 31 日の 1 年前の日後にあたる令和 5 年 2 月 20 日に取得している事実がある
- (3) 滞納者 X の所有する株式会社 A の株式につき再度換価に付しても買受人がない。
- (4) 滞納者 X が所有する同族会社である A 社株式以外に滞納処分を執行しても、なお徴収すべき財産に不足があると認められること。